

一般社団法人水難学会常務委員会規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人水難学会定款施行細則第4条に基づき、常務委員会に関する事項のために、これを定める。

(常務委員会の開催)

第2条 本会は、常務委員会を年1回以上開催する。

- 2 常務委員会は、常務委員からなる。
- 3 常務委員会は、会長が招集し、会長が指名する副会長（常務委員）が議長を務める。
- 4 常務委員会は、常務委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は過半数による。
- 5 常務委員会は、理事会の諮問により次の事項を審議し、その結果を理事会に答申する。
 - 一 学術集会、教育研修などの開催計画
 - 二 講習会の開催計画
 - 三 電子・紙会報の刊行計画
 - 四 図書・研究資料の刊行計画
 - 五 着衣泳の発展に関する調査研究及び広報活動計画
 - 六 国内外の学術諸団体との協力活動計画
 - 七 前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業計画

付則

1. 本規則は、理事会承認を経て、平成23年6月11日から施行する。